



設備投資につかえる 助成金、補助金、税制

ペガサスコンサルティンググループ
税理士法人ペガサス



TABLE OF CONTENTS

01 助成金

- ・働き方改革推進助成金
- ・業務改善助成金

02 補助金

- ・小規模事業者持続化補助金
- ・IT導入補助金 など

03 税制優遇 1

- ・中小企業強化税制
- ・中小企業投資促進税制

04 税制優遇 2

- ・固定資産税の特例

01 助成金

労働者の働き方改革か賃金改定の組み合わせで
助成金の申請ができる可能性があります！

check!



01 働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善を目的とし、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成します。

交付申請書を
労働局に提出

締切：令和7年11月28日(金)

交付決定後、
提出した計画に
沿って取組を実施

事業実施は令和8年1月30日(金)まで

労働局に
支給申請

申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日、または令和8年2月6日(金)のいずれか早い日

02 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 最低賃金改定日の 前日	令和7年7月1日～ 最低賃金改定日の 前日	令和8年1月31日

※予算額に制約がありますので締め切り前に終了する場合があります。

※第3期以降の募集を行う場合はHPにてお知らせします。

01 助成金

働き方改革推進支援助成金



成果目標から1つ以上を
選択の上、助成対象とな
る取組を実施

コース	取り組み	成果目標	支給額
業種別課題対応コース ・建設業・運送業・病院等・情報通信業・宿泊業	1～10のうちいずれか1つ以上実施 1.労務管理担当者に対する研修 2.労働者に対する研修、周知・啓発 3.外部専門家によるコンサルティング 4.就業規則・労使協定等の作成・変更 5.人材確保に向けた取組 <u>6.労務管理用ソフトウェアの導入・更新</u> <u>7.労務管理用機器の導入・更新</u> <u>8.デジタル式運行記録計の導入・更新</u> <u>9.労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新</u>	建設業の例 ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ③時間単位の年次有給休暇制度と交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入 ④9時間以上の勤務間インターバルの導入 ⑤4週における所定休日を1日から4日以上増加 ※賃金額3%～7%以上upも成果目標に加えることができます	最大250万円 業種、成果目標の達成状況、賃金額の引上げに応じた加算額などによる
労働時間短縮・ 年休促進支援コース			最大200万円 成果目標の達成状況、賃金額の引上げに応じた加算額などによる
勤務間インターバル導入コース		・新規導入 ・適用範囲の拡大 ・時間の延長	最大120万円 成果目標の達成状況、賃金額の引上げに応じた加算額などによる
団体推進コース 3者以上で構成され、 かつ1年以上の活動実績がある事業主団体			

01 助成金 — 働き方改革推進支援助成金

業種別課題対応コース

【建設業】

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

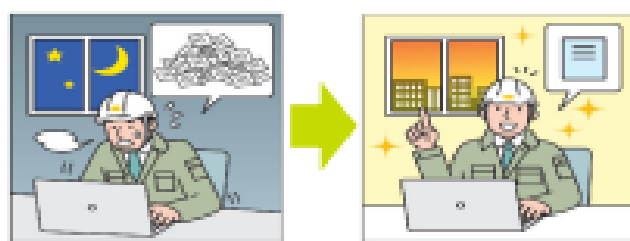
測量作業と重機操作を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

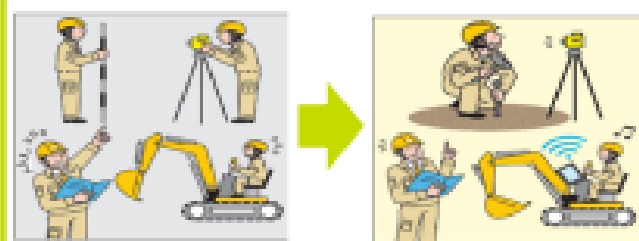
土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と重機用センサーユニットを導入

改善の結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人でできるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

【運送業】

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

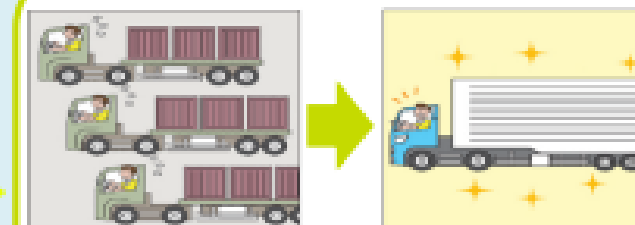
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

積載量の多いトレーラーを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

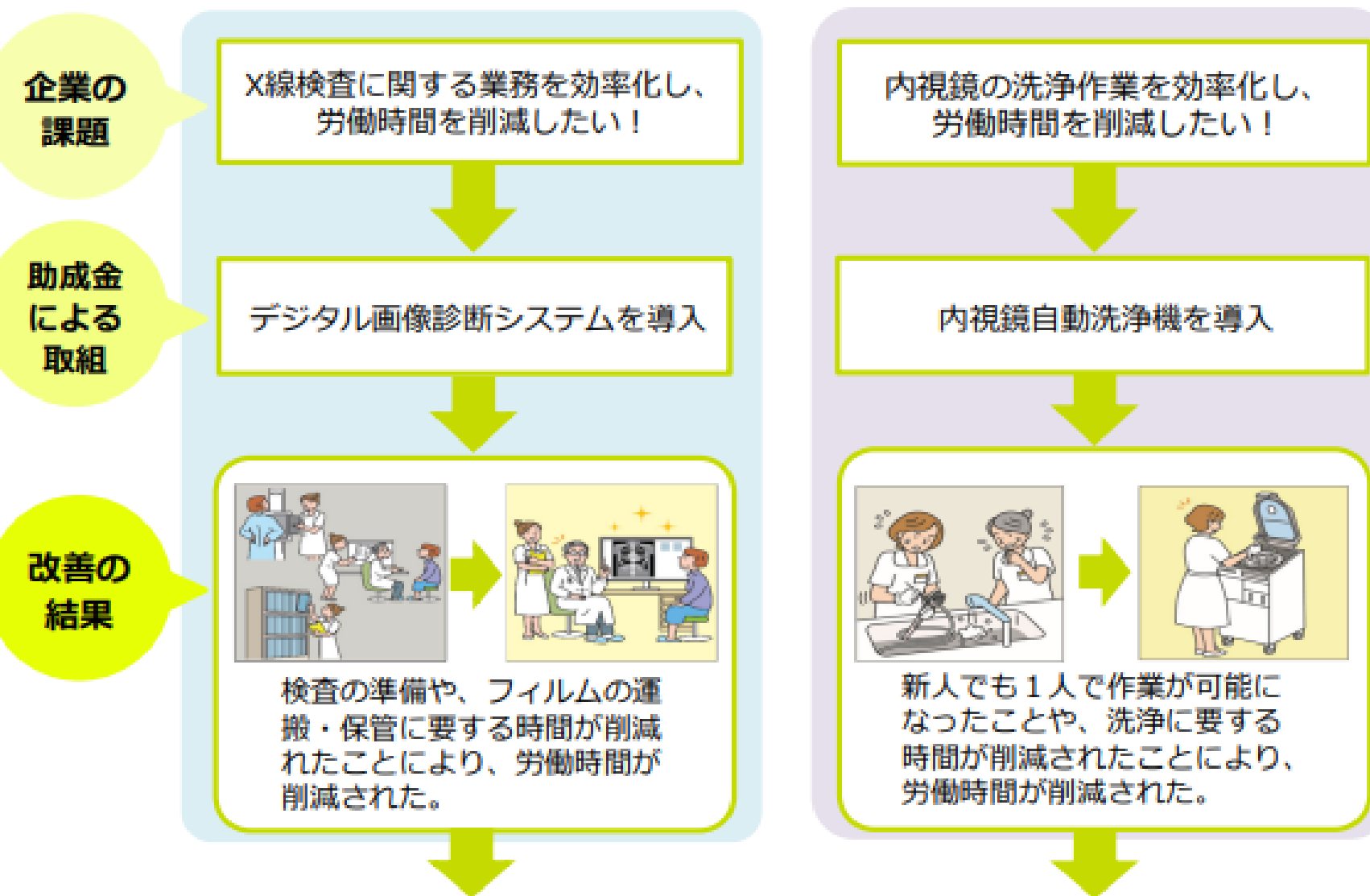
生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

01 助成金 — 働き方改革推進支援助成金

業種別課題対応コース

【病院等】

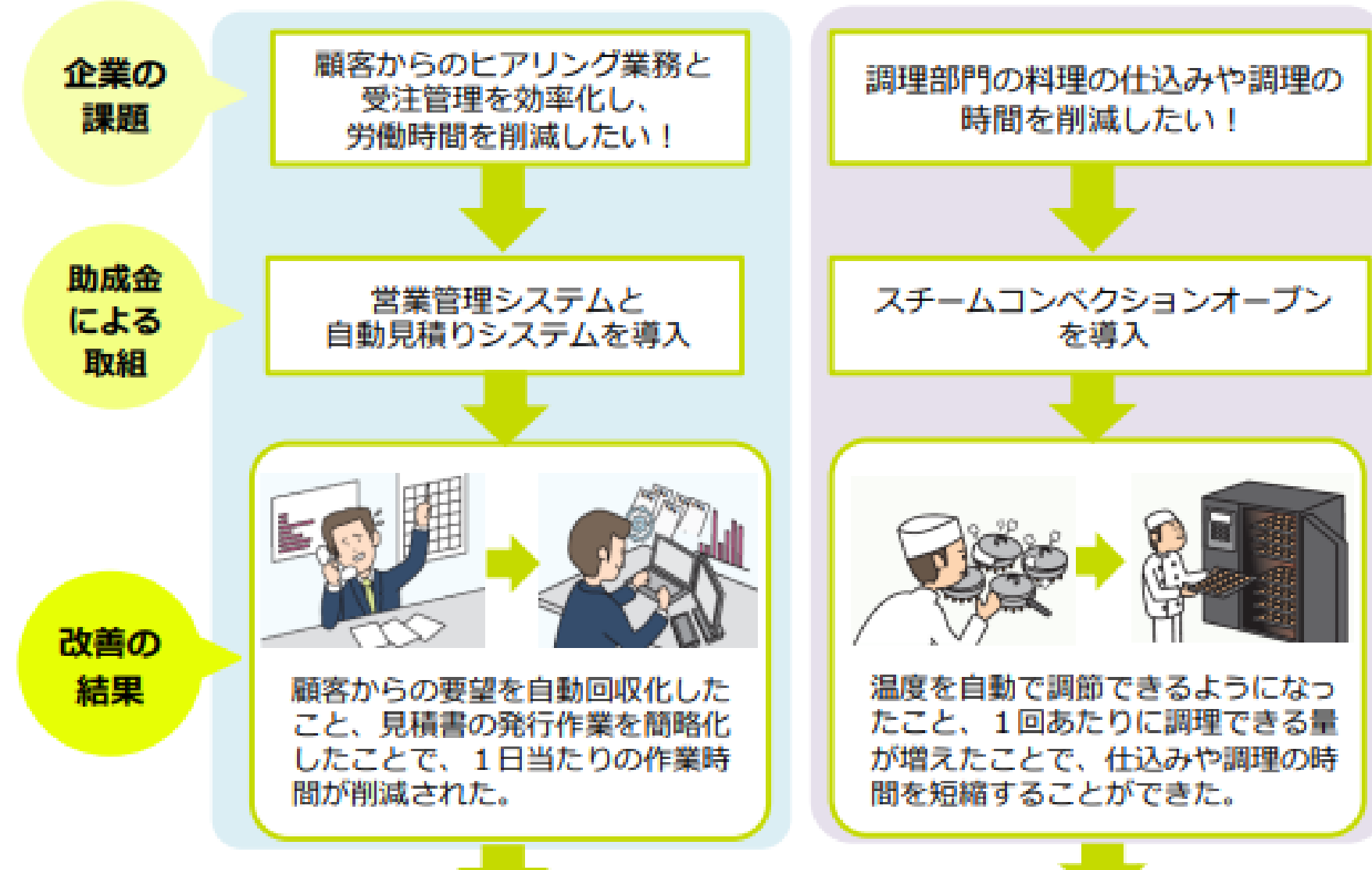
課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

【情報通信業・宿泊業】

課題別にみる助成金の活用事例



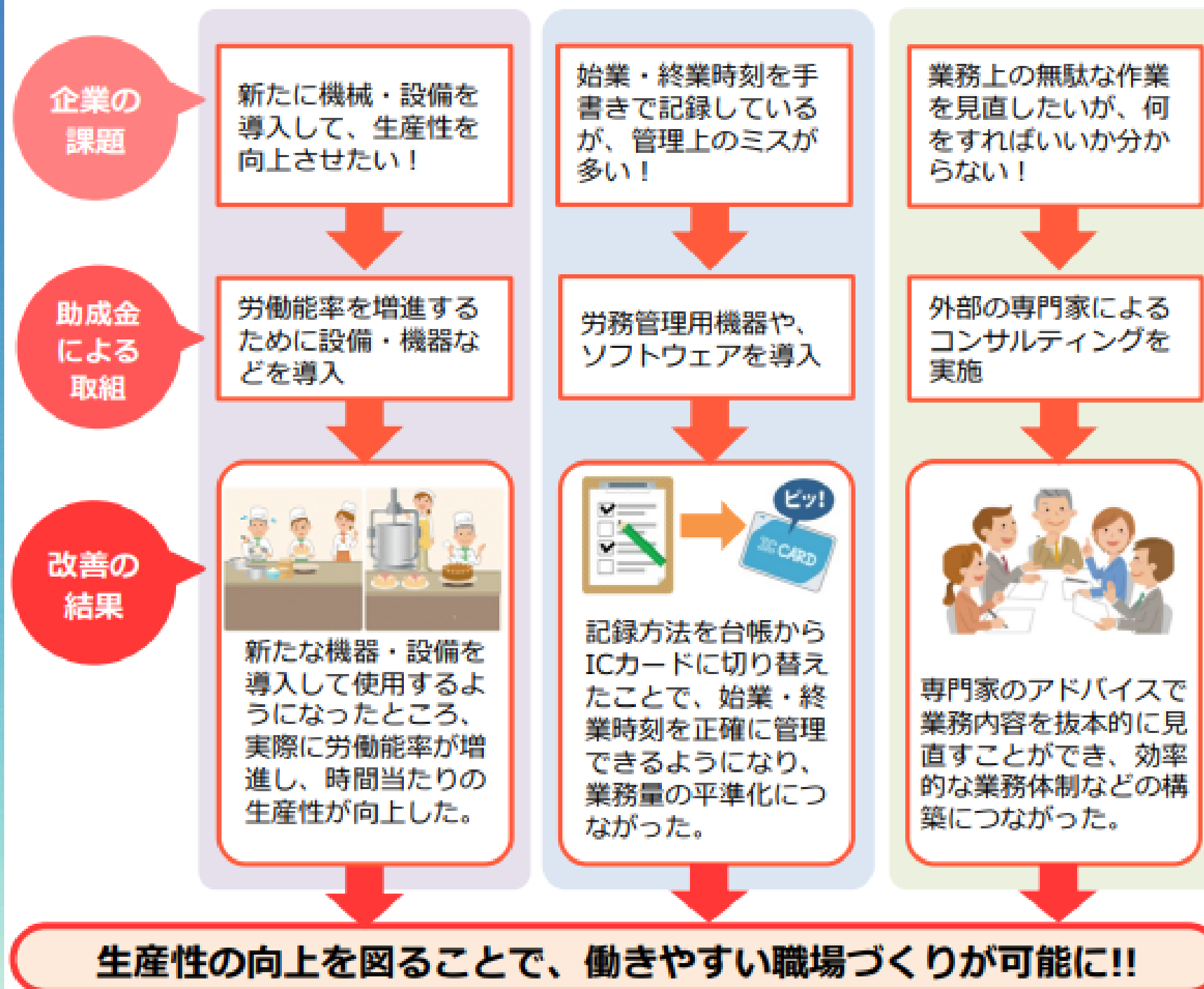
生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

01 助成金 — 働き方改革推進支援助成金

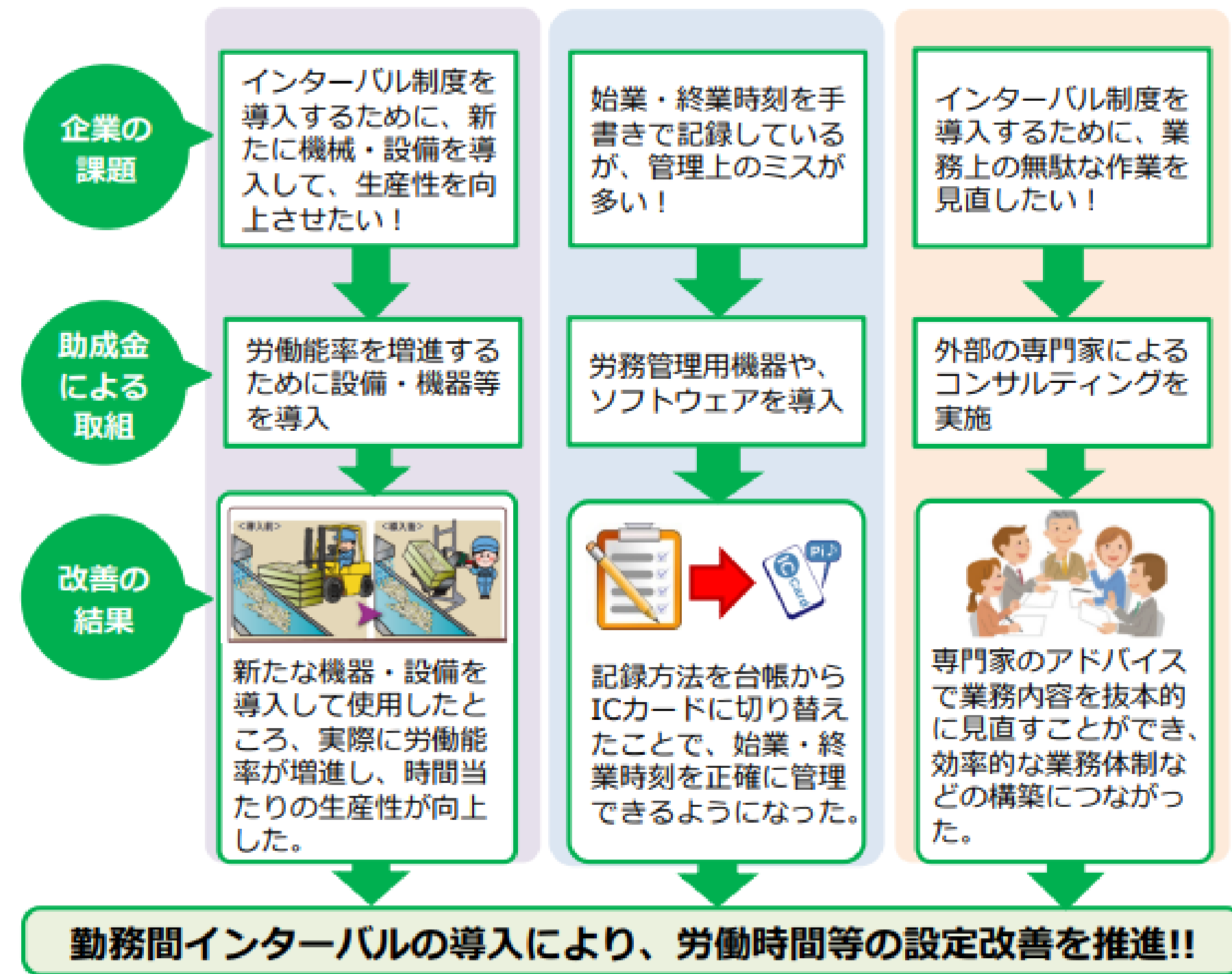
労働時間短縮・年休促進支援コース

勤務間インターバル導入コース

課題別にみる助成金の活用事例

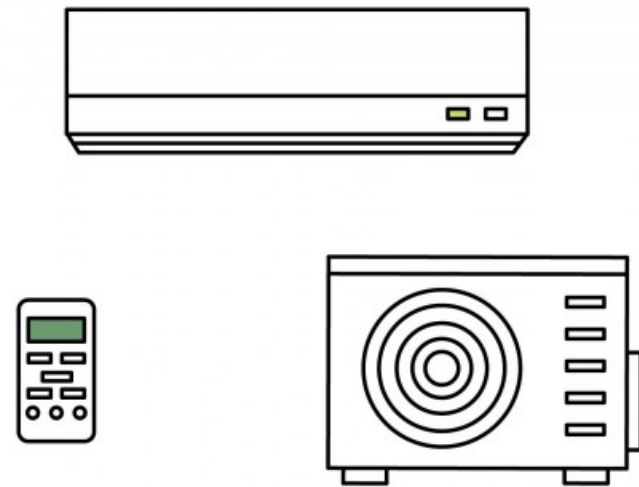


課題別にみる助成金の活用事例



01 助成金 — 働き方改革推進支援助成金

対象となる設備投資は



パソコン・タブレット

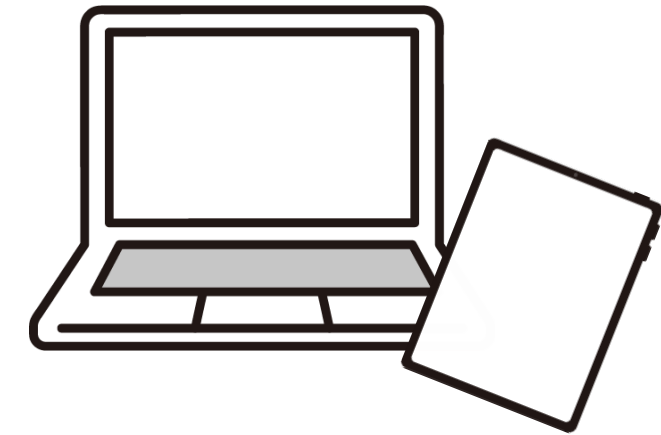
POSレジの導入や会計システムの導入により、今使用しているPCでは動作ができない場合、また高性能なCADソフト等を動作させる場合に高性能なPCが必要という場合は助成対象になる可能性があります。

エアコン

エアコンの更新は対象になりません。働き方改革推進支援助成金の支給対象はあくまでも業務効率化等の施策です。業務効率化の中には、不快感を取り除くことは含まれません。

HPリニューアル

自社ホームページのリニューアルは人材確保に向けた取り組みの場合、助成対象になり得ますが、人材確保に向けた取り組みの上限額は10万円、HP作成はそれ以上に費用がかかるため、あらかじめ見積りを取ることをおすすめします。



01 助成金

業務改善助成金

令和6年度
からの変更点



対象事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること **(みなし大企業は対象外)**
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること **(雇入れ後6か月を経過した労働者)**
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

対象となる設備投資など

- ・ **生産性向上に資する設備投資**
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など
- ・ **特例事業者※のみ**
定員7人以上または200万円以下の乗用・貨物自動車、PC、スマホ、タブレット等

※特例事業者

- ・ 事業場内最低賃金1000円未満
- ・ 申請前3か月間のうち任意の1月の利益率（売上高総利益率又は売上高営業利益率）が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下していること

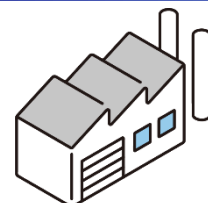
助成される金額



設備投資等にかかった費用に助成率(※)をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額

※助成率は引き上げ前の最低賃金により異なります

注意点



・ 工場や事務所など労働者がいる事業場毎に申請

- ・ 同一事業場の申請は年度内1回まで
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業所も対象

02 補助金（経済産業省、県、各市区町村など）

～補助金の気をつけたいポイント～

① 欲しいものがあれば何でも申請できるわけではない！

「新しい事業を始めるために必要なものを購入する」、「新規販路開拓のために投資したいものがある」といった内容が必須。

② 厚労省系助成金と違って、1年中やっていない！

1ヶ月程度の募集期間がほとんど。これが大きな障壁。

③ 採択といわれる審査がある！

補助金毎に採択率の傾向があります。小規模事業者持続化補助金だと60～70%の採択率。

④ 購入したい設備に対して全額貰えるわけではない！

大体が1/2、2/3の補助率。要件を満たせば3/4、4/5といった補助率のものも。

⑤ 消費税分はもらえない！

購入価格の消費税は補助金でもらえないのが原則です。本則課税で消費税申告している企業では申請の際ご注意ください。

⑥ 先に買ってしまったらダメ！

採択されるまで購入してはいけません。

⑦ 従業員賃金の上昇が必須の補助金が増えてきた！

高額補助のものほど賃上げが前提となる場合が多いです。

「新しい取り組み」
がキーワード！



小規模事業者持続化補助金（各枠）

IT導入補助金（各枠）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
（各枠）

地域創生起業支援金（静岡県、産業振興財団）

中小企業省力化投資補助金

中小企業等収益力向上事業費補助金（県）
中小企業新事業進出補助金 他にもいろいろあります

02 補助金（小規模事業者持続化補助金）



「小規模事業者事業者補助金」の簡単な概要です！

最近の補助金はほとんどが電子申請のみでの受付です。
事前準備も忘れずに！

対象

小規模事業者であることサービス業では従業員5名以下
製造業その他は20名以下

募集期間

最近割といつもやっている
年間スケジュールが公表されることもあり計画的に取組が可能

補助率と上限額

補助率 2/3

上限額50万～250万 条件、募集枠ごとで異なる。

募集コース

通常枠、創業枠 ほか

02 補助金（小規模事業者持続化補助金）

項目	通常枠 詳しくはこちら>	災害支援枠 詳しくはこちら>	創業型 詳しくはこちら>
目的	販路開拓・業務効率化を支援	能登半島地震または能登豪雨による被災事業者の再建・販路開拓を支援	創業間もない事業者の販路開拓支援
対象者	小規模事業者（商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下）	能登半島地震または能登豪雨による被災を受けた小規模事業者	創業後3年以内の小規模事業者
補助上限額	上限50万円（特定条件で上限250万円）	直接被害 上限200万円 間接被害 上限100万円	上限200万円（特定条件で上限250万円）
補助率	2/3	2/3（特定条件で定額）	2/3

02 補助金（小規模事業者持続化補助金）

項目	通常枠 詳しくはこちら>	災害支援枠 詳しくはこちら>	創業型 詳しくはこちら>
対象事業	販路開拓のためのチラシ作成、ECサイト構築、展示会出展、設備導入 等	被災した建物の修繕、販路開拓の取組 等	創業後の販路開拓・設備導入 等
対象経費	広告・設備投資・ECサイト構築・業務改善	店舗修復・機械修理・広告・業務効率化	創業後の販路開拓、事業基盤強化、新規顧客獲得
申請方法	電子申請（オンライン申請）	電子申請（オンライン申請）または郵送	電子申請（オンライン申請）
補助率	補助率 最大50%	補助率 最大50%	補助率 最大50%

02 補助金（IT導入補助金）



「IT導入補助金」の概要です！

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。

対象となるITツール（ソフトウェア、サービス等）は**事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているもの**となります。

また、相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含まれます。

補助金申請者（中小企業・小規模事業者等のみなさま）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。



02 補助金（IT導入補助金）



申請枠の種類

中小企業・小規模事業者等のみなさま
(補助事業者)



通常枠

事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入を支援



在庫管理システム



決済ソフト

インボイス枠 (インボイス対応類型)

インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、PC・ハードウェア等の導入を支援



会計ソフト



受発注ソフト



決済ソフト



PC/
ハードウェア

インボイス枠 (電子取引類型)

インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援



受発注システム

セキュリティ 対策推進枠

サイバー攻撃の増加に伴う潜在的なリスクに対処するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策を支援



ネットワーク監視システム

複数社連携IT導入枠

複数の中小企業・小規模事業者等のみなさまが連携して地域DXの実現や、生産性の向上を図る取り組みを支援



データ分析システム

02 補助金（IT導入補助金）

申請の流れ



02 補助金（IT導入補助金）



申請枠ごとの補助額、補助率

枠	通常枠		セキュリティ対策推進枠
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	5万円～150万円
機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
補助率	1／2以内 ※3か月以上、地域別最低賃金＋50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2／3以内		中小企業:1／2以内 小規模事業者:2／3以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)

02 補助金（IT導入補助金）



申請枠ごとの
補助額、補助率

枠	インボイス枠			
類型	インボイス対応類型			電子取引類型
補助額	ITツール		PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機
	(下限なし)～350万円		～10万円	～20万円
	うち、 ～ 50万円部分	うち、 50万円超 ～ 350万円部分		
機能要件	会計・受発注・ 決済のうち 1機能以上	会計・受発注・決済 のうち 2機能以上	左記ITツールの使用に 資するもの	
			インボイス制度に対応した受 発注の機能を有しているもの でありかつ取引関係における 発注側の事業者としてITツール を導入する者が、当該取引 関係における受注側の事業 者に対してアカウントを無償で 発行し、利用させることのでき る機能を有するもの	

02 補助金（経済産業省、県、各市区町村など）

中小企業省力化投資補助金

※今年から一般型ができました！

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r6/shoryokuka.pdf>（パンフレット）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

※定番のものづくり補助金です。採択率低めですが、補助額も大きく製造業にマッチしやすい補助金です。

https://seisansei.smrj.go.jp/subsidy_guide/subsidy_info/h3s84u00000013q4-att/r6_mono.pdf（令和6年補正パンフレット）

地域創生起業支援金

※静岡県と静岡県産業振興財団が募集する補助金。以前と比べて要件（地域課題）は厳しくなってきましたが、補助額も最大200万円の補助率1/2となっており時間的な制約が無ければ起業家は検討したい補助金です。（市町の意見書が必要なので一度役所に相談を！）

<https://www.ric-shizuoka.or.jp/shienkin/>（パンフレット）

他にも色々な補助金があります



02 補助金（経済産業省、県、各市区町村など）

中小企業新事業進出補助金

※今年新たに創設されました！

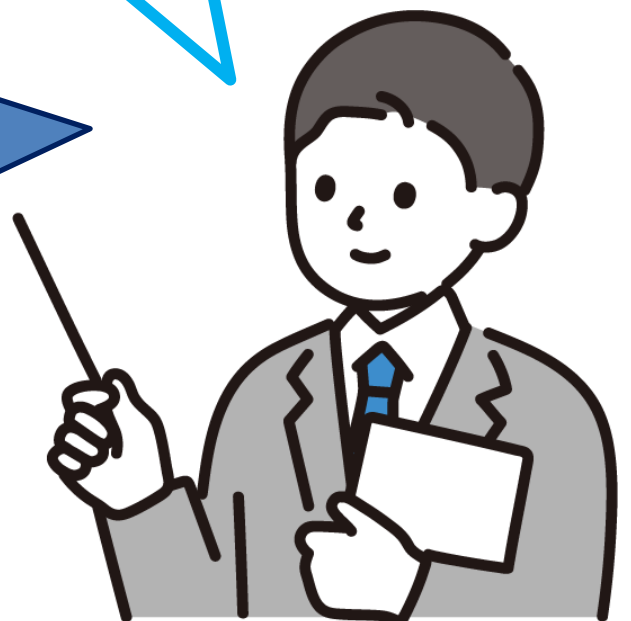
内容は、コロナ禍にあった「事業再構築補助金」と思っていただけでOKです。

建物を建てることにも使えます。

ただし1/2補助の補助下限750万円とあるので、1500万円以上の投資を見込むことが前提となります。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shinjigyo_shinsyutsu.pdf（パンフレット）

昔からあるものが、名称や少し要件が変わって募集されることはよくあります。



02 補助金（経済産業省、県、各市区町村など）



補助金探しは、

「J-Net21 経営課題を解決する羅針盤」

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>

が便利！

J-Net21は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。

国から都道府県、市区町村まで幅広い補助金などの情報を掲載しています。

国の補助金を申請するときは、事前にGビズID プライム
を取得しておきましょう！

02 補助金（経済産業省、県、各市区町村など）

補助金探しには

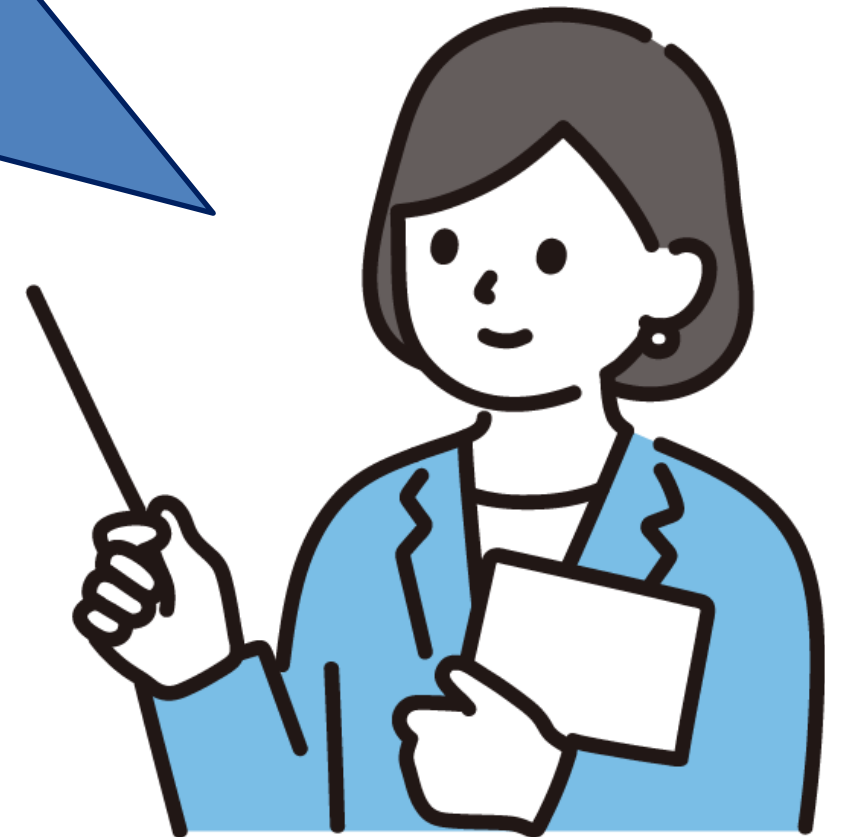
おなじく独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営している

「中小機構補助金活用ナビ」

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

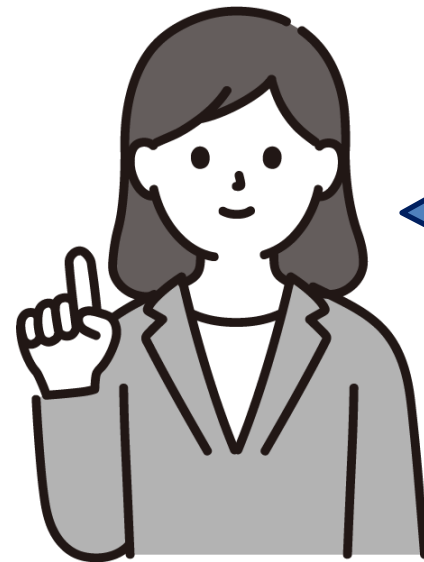
も使えます！

こちらは、中小企業に特化した補助金情報を掲載しています。



03 優遇税制

時限措置：（令和9年3月31日まで）



経営力向上を図る企業の後押しします！
設備投資をすることで、税金を減らすことができます！

●利用する税制

①中小企業経営強化税制

対象：中小企業者等 電気業・水道業 他対象外

選択

法人税（個人事業主は所得税）

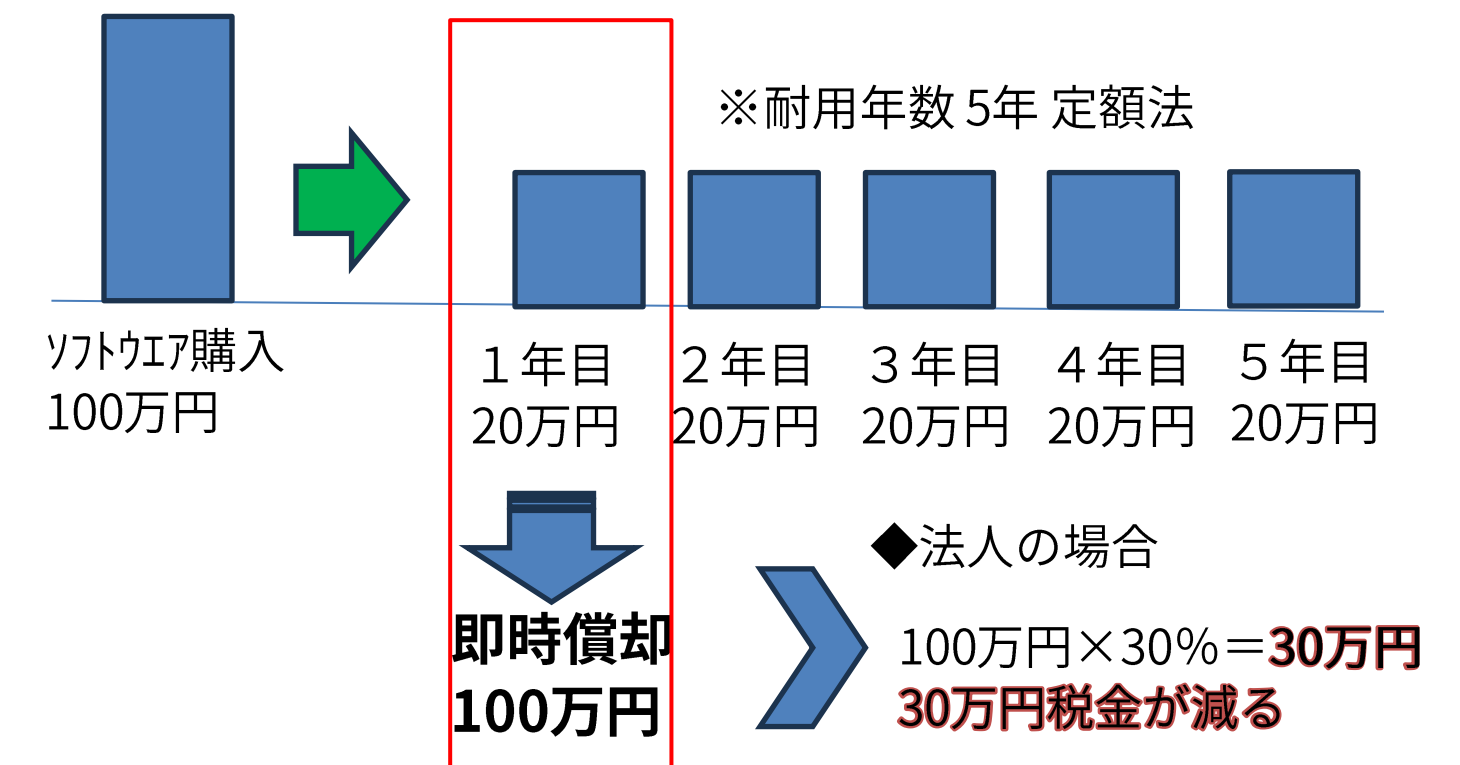
即時償却 **又は** 取得価額の 10% の税額控除

※資本金3000万円超の法人は7%
（当期法人税額の20%が上限）繰越1年限り

※即時償却・・・全額損金計上

※税額控除・・・法人税から直接控除すること

即時償却とは？



税額控除とは？

100万円×10%＝**10万円**・・・確定税額から10万控除
※原則通りの減価償却はできる。1年目は20万経費に！

03 優遇税制 対象設備とは



適用になる資産は新品のみ！

機械装置

160万円以上

A類型
販売開始時期
10年以内

工具

30万円以上

A類型
販売開始時期
5年以内

器具備品

30万円以上

A類型
販売開始時期
6年以内

建物付属設備

60万円以上

A類型
販売開始時期
14年以内

ソフトウェア

70万円以上

A類型
販売開始時期
5年以内

その他要件

事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備。福利厚生施設に係るものは該当しない。
医療保健業を行う事業者が取得、製作をする器具備品、付属設備は該当しない。

03 優遇税制

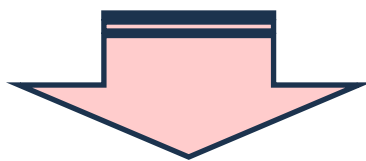
中小企業経営強化税制とは

経営革新等支援機関
である当社で
サポートできます！

A 類型 1

生産性向上設備

生産性が旧モデル比平均
1%以上向上する設備

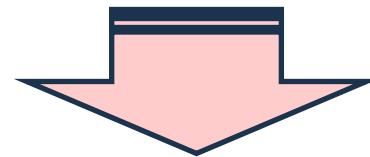


工業会等の証明書
設備メーカーに依頼

B 類型 2

収益力向上設備

投資収益率が年平均7%以
上の投資計画が必要



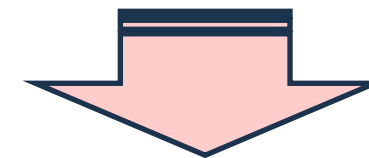
- ①投資計画案を税理士に事前確認
- ②経産局に確認書発行申請

※改正により拡充措置あり

D 類型 3

経営資源集約化設備

事業承継等のM&Aを予定
されてる⇒事業承継後に
取得又は製作若しくは建
設をするものが対象設備



- ①投資計画案を税理士に事前確認
- ②経産局に確認書発行申請

経営力向上計画

経営力向上のための計画
書を作成し、事業分野別
の主務大臣に申請をし、
認定を受ける

◆計画書の内容

- ・企業の概要
- ・現状分析
- ・経営力向上の目標及び
経営力向上の程度を示す
指標
- ・経営力向上の内容

※まずは工業会の証明書がもらえるか確認

03 優遇税制 令和7年税制改正

地域経済を支える中小企業を取組を後押しする税制

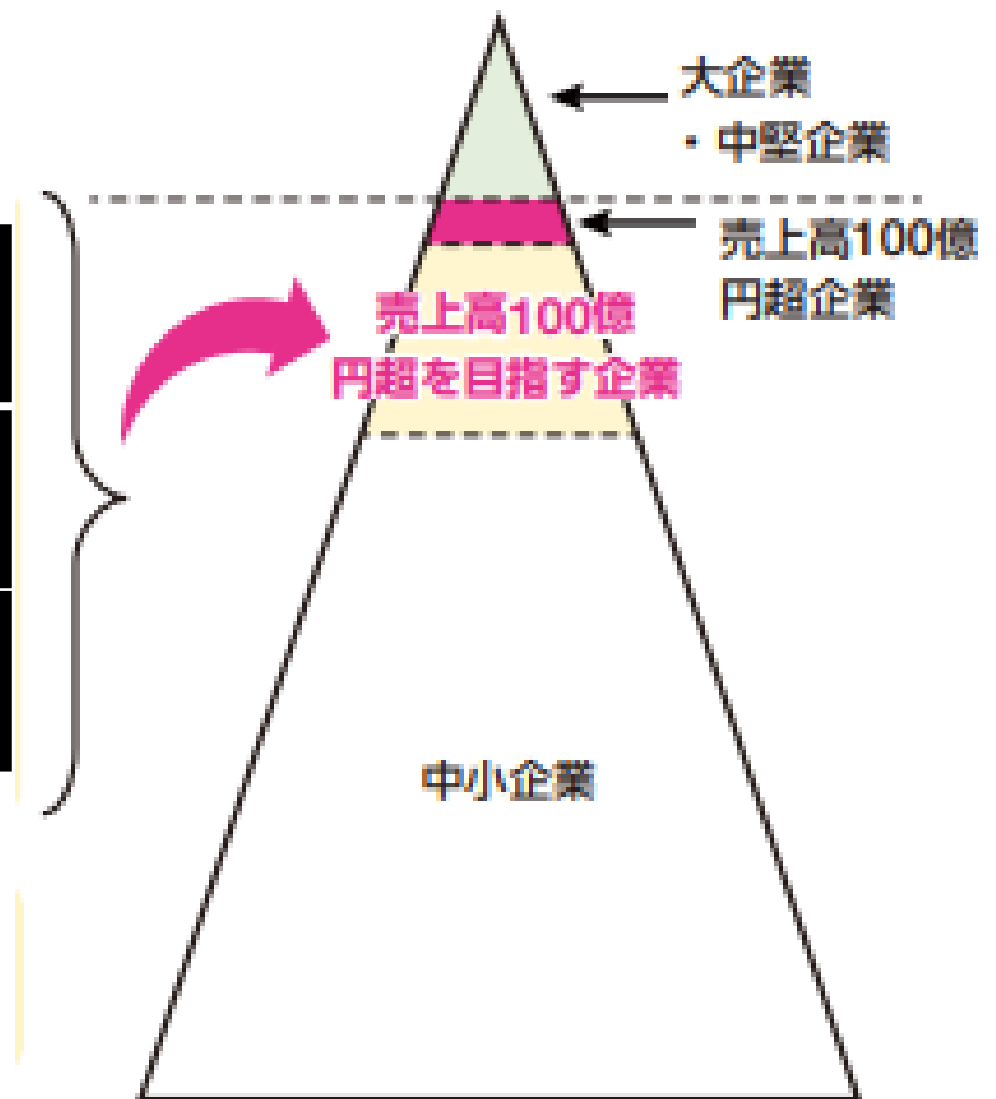
①売上高100億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置

●改正の内容：対象資産に建物追加

改正の内容：主な追加要件

- ・売上成長率10%以上
- ・賃上げ率一定割合以上
- ・投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- ・計画認定時の売上高が10億円超90億円未満 等

対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加 ※建物と合わせて取得する付属設備含む	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%



03 優遇税制 認定や設備取得までのスケジュール

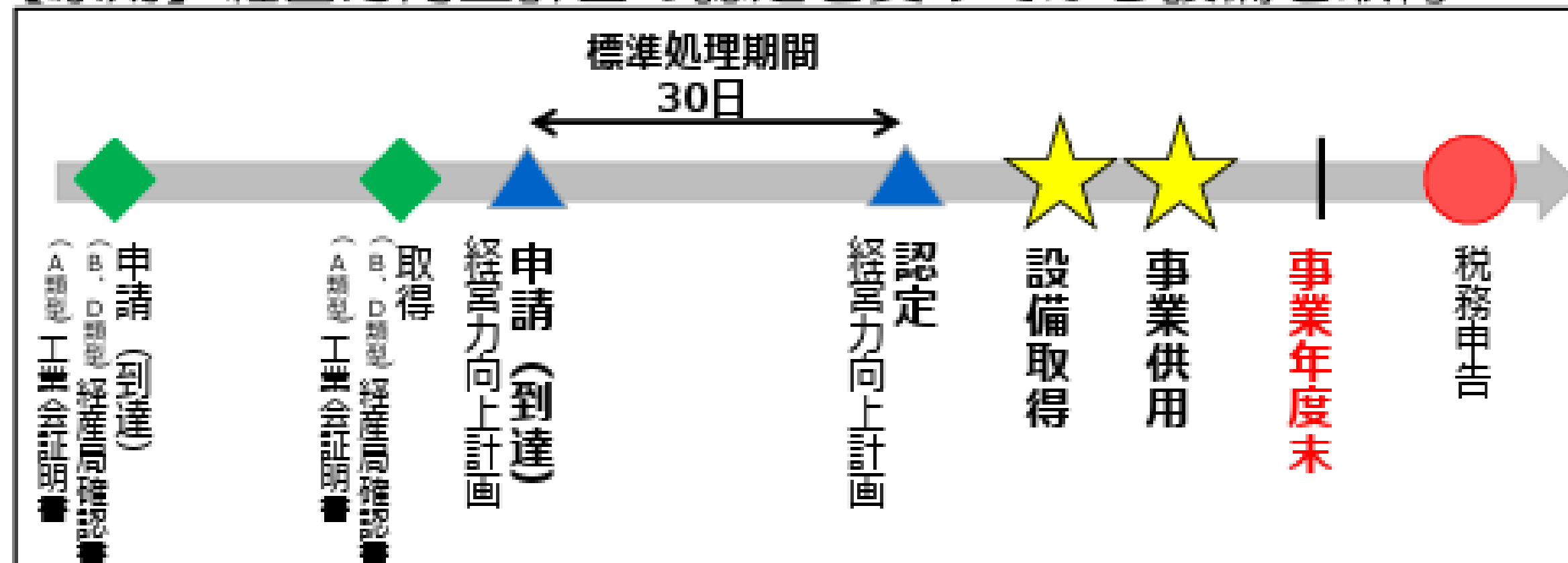
設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A、B、D共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。

【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



事業年度末からみて半年前
には準備を始めましょう。



03 優遇税制 時限措置（令和9年3月31日まで）



工業会の証明も投資計画の認定も不要！
経営力向上計画の認定不要

●利用する税制

②中小企業投資促進税制

対象：中小企業者等

法人税（個人事業主は所得税）

選択

取得価額の30%の特別償却
又は取得価額の7%の税額控除

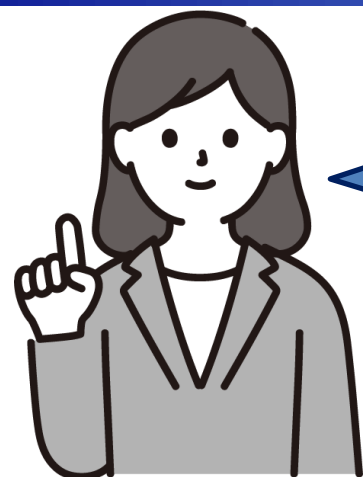
※資本金3000万円超の中小企業は30%特別償却のみ適用

（当期法人税額の20%が上限）繰越1年限り

※即時償却・・・全額損金計上

※税額控除・・・法人税から直接控除すること

03 優遇税制 対象設備とは



適用になる資産は新品のみ！

購入の前に相談を！

機械装置

160万円以上

一定のソフトウェア

一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万円以上

測定工具及び検査工具

1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万円以上

貨物自動車

車両総重量3.5トン以上

内航船舶

取得価格の75%が対象

※それぞれ対象設備については確認が必要

04 固定資産税の特例

概要

中小企業者が「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、計画の内容に応じて、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

ここでは、税制支援である固定資産税の特例について、説明します。

中小事業者等が、対象期間内に、賃上げ方針を従業員に表明し、その賃上げ方針を位置づけて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が、3年間または5年間、軽減されます。

04 固定資産税の特例

固定資産税の特例を受けられる対象者

中小事業者等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者
(大企業の子会社を除く)

※中小事業者等 (以下の要件を満たす法人または個人)

- ・ 従業員数1,000人以下である個人事業主
- ・ 資本金1億円以下の法人 (大企業の子会社を除く)
- ・ 資本を有しない法人のうち、従業員数1,000人以下の法人

04 固定資産税の特例

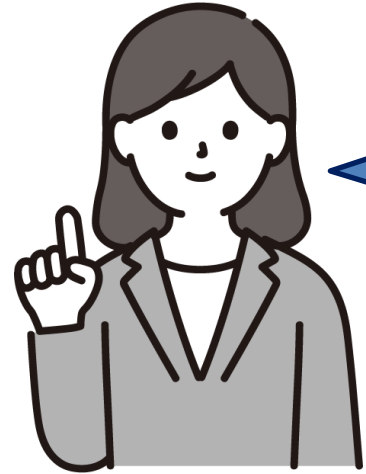
先端設備等導入計画の認定を受けられる対象者

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

04 固定資産税の特例 対象設備



適用になる資産は新品のみ！

機械装置

160万円以上

測定工具及び検査工具

30万円以上

器具備品

30万円以上

令和7年4月1日～令和9年3月31日
までの期間に取得した次の設備

建物付属設備

※償却資産として課税されるものに限る

60万円以上

その他要件

- ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・ 中古資産でないこと

※市町村によって異なる場合あり

04 固定資産税の特例

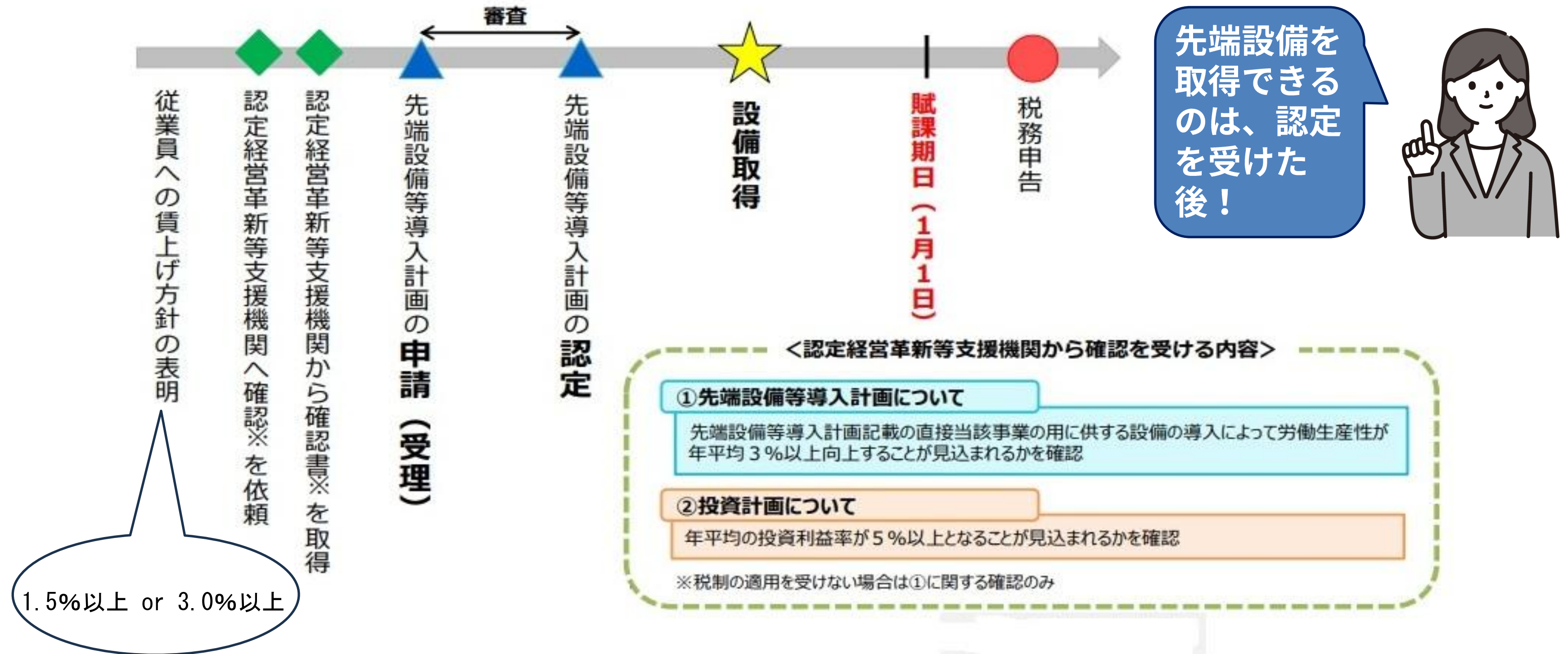
特例の内容

取得した設備等の固定資産税を
賃上げ割合によって次のとおり軽減する

- ・ 1.5%以上の賃上げ表明した場合
： 固定資産税が、3年間、1/2に軽減
- ・ 3.0%以上の賃上げ表明した場合
： 固定資産税が、5年間、1/4に軽減

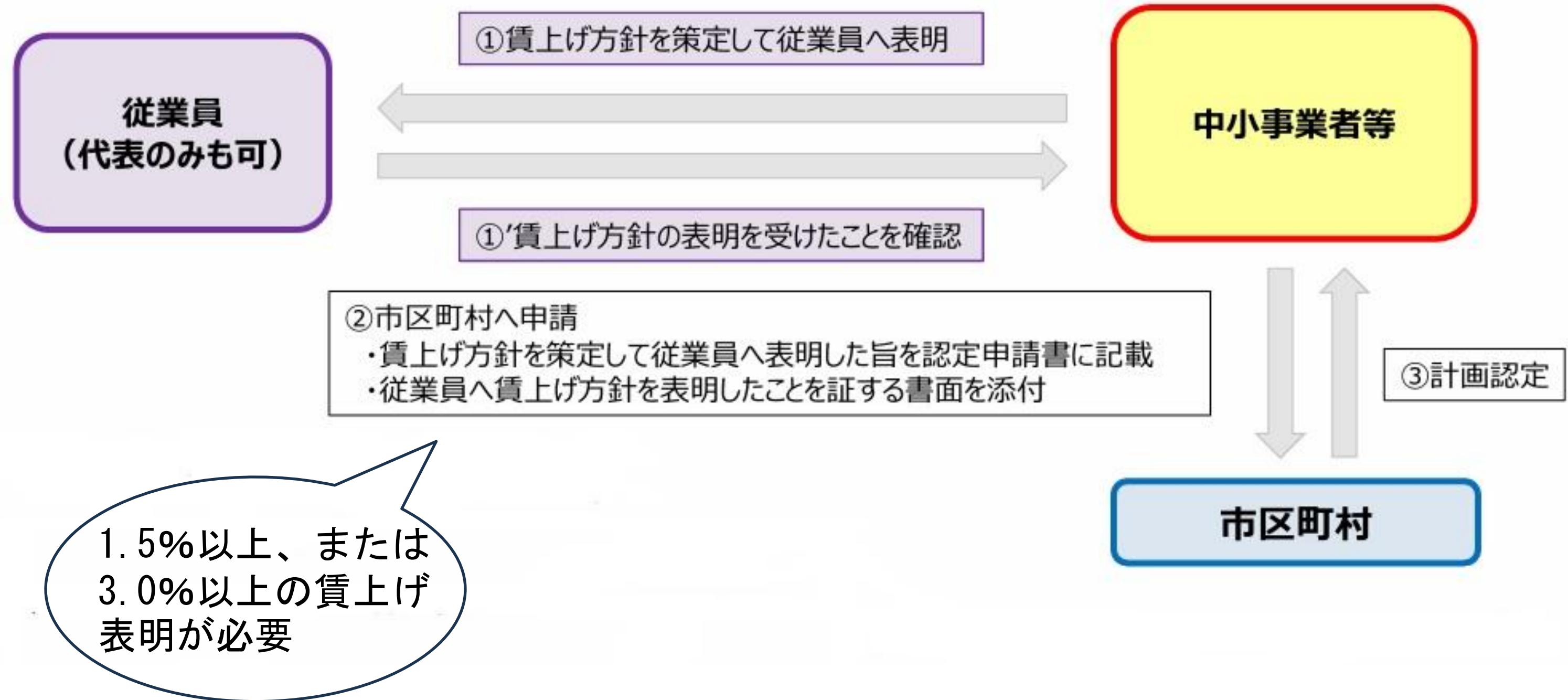
04 固定資産税の特例

取得時期と計画認定のフロー



「先端設備等導入計画について」(中小企業庁)より引用

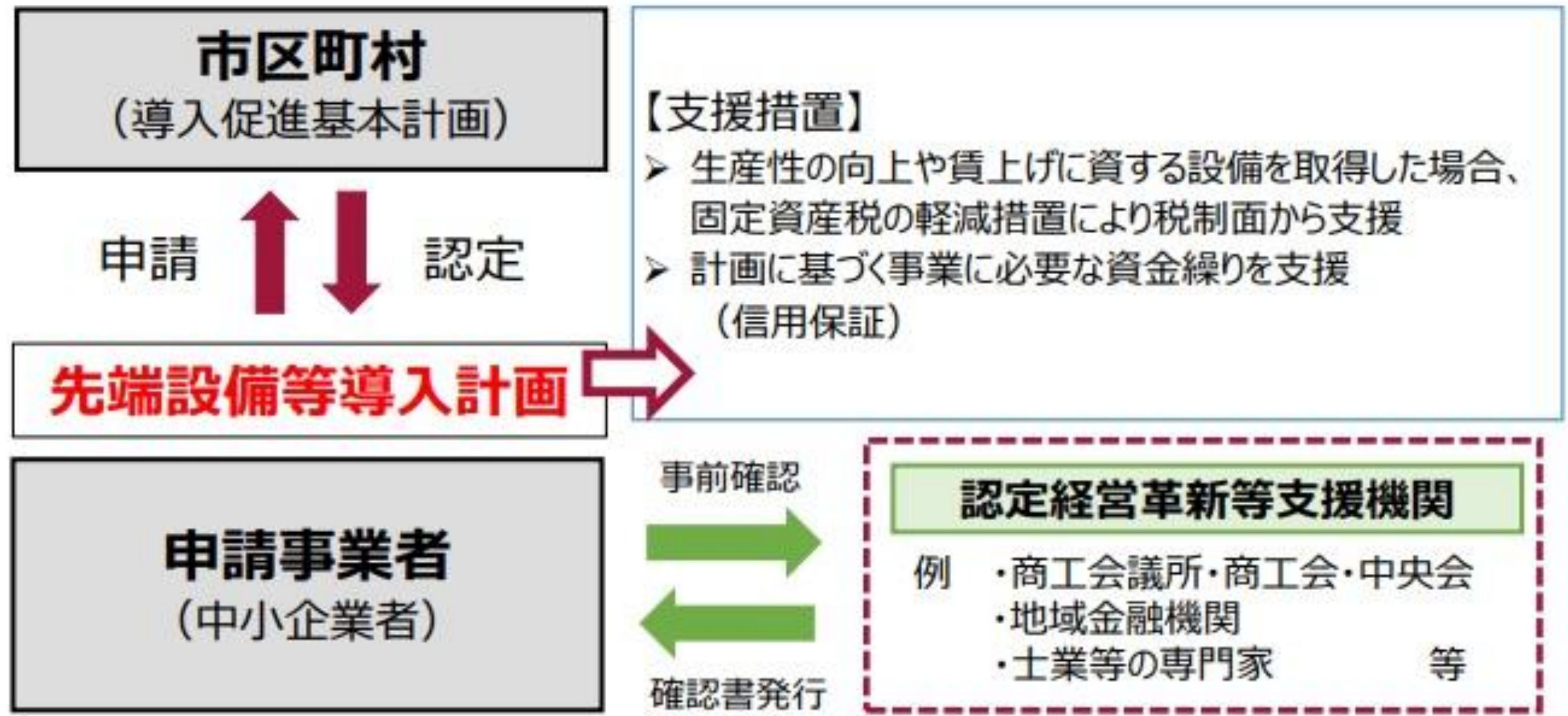
04 固定資産税の特例 賃上げ表明



「先端設備等導入計画について」(中小企業庁)より引用

04 固定資産税の特例

先端設備等導入計画の流れ



「先端設備等導入計画策定の手引き」(中小企業庁)より引用

memo